年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1.	今回	0	あっ	サん	二等	の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 17 件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 11 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 29 件

国民年金関係 12 件

厚生年金関係 17 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成2年10月

私は、平成2年 10 月に会社を退職後、厚生年金保険に再加入するまでの間は1日のみでも国民年金に加入して国民年金保険料を納付する必要があることを知り、後日、私の妻が自分の分と一緒に国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したはずであり、未納とされていることが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、申立期間に係る夫婦の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしていたと主張するところ、申立人の妻は、オンライン記録において、平成2年10月31日付け第3号被保険者非該当及び同年11月1日付け第3号被保険者該当がいずれも同年12月11日に処理され、申立期間は第1号被保険者となっていることが確認できる上、申立期間の保険料は納付済みと記録されている。

また、申立期間は1か月と短期間であり、申立人は厚生年金保険から国 民年金への切替手続を複数回適切に行い、申立期間を除き保険料の未納は 無い上、申立人の妻は保険料の未納が無く、申立人及び申立人の妻の納付 意識の高さが認められることから、申立期間の保険料は納付していたもの と考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民 年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年1月から61年6月まで

② 昭和62年2月及び同年3月

私は、昭和57年12月末に会社を退職した後、国民年金の加入手続を 行い、国民年金保険料を納付していた記憶があるが、申立期間が未納と なっているので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、昭和 62 年9月から国民年金保険料の口座振替による納付を始めているが、それ以前の未納としていた同年4月、同年7月及び同年8月の保険料を63年9月28日に過年度納付していることから、同時点において62 年4月以前の時効になっていない申立期間②が未納となっているのは不自然である。

また、申立期間②の前後の期間は納付済みであり、申立期間②は2か月と短期間であることを踏まえると、申立期間②の保険料は納付されていたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は国民年金被保険者台帳管理簿及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、昭和 61 年 5 月に払い出されたことが確認できることから、その時点において 59 年 3 月以前は時効により保険料を納付することはできない上、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和 62 年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認め られる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月から同年11月まで

私は、平成元年8月から2年6月まで海外に留学していたので、この間、国民年金保険料を納付することができなかったが、帰国後、いつの分をどのように納付したか具体的なことはよく覚えていないものの、働きながら手元にお金があるときに適宜納付していたはずであり、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金 保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年7月1日に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認できるところ、オンライン記録によれば、申立期間直前の同年4月から同年8月までの保険料を同年7月31日及び同年8月31日に現年度納付し、元年7月から2年3月までの保険料を同年8月7日にまとめて過年度納付しており、申立期間直後の同年12月から4年3月までの保険料は順次過年度納付していることが確認できることから、申立人の主張どおり、A国より帰国後、未納期間の解消を図ったことがうかがえる上、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったことを考慮すると、申立期間の保険料は納付されていたものと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民 年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から同年3月まで

② 昭和45年1月から47年3月まで

私の父は、国民年金制度開始時の昭和 36 年 4 月に、A 町役場(当時)の窓口で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれた。37 年 1 月に結婚して B 市に転居した後も、国民年金の住所変更手続を行う 39 年 11 月までは父が保険料を納付し、以降の期間は私が納付していた。夫の仕事の関係で転勤が多く、転居前に納付できなかった保険料は、遅れても必ず転居先で納付していたはずであり、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持している国民年金手帳において、申立期間①を含む昭和 37 年1月から 39 年3月までの期間の検認記録欄には検認印が押されていないが、申立人は、37 年7月から 39 年3月までの期間の国民金保険料を過年度納付した領収証書を所持しており、オンライン記録において、申立期間①直後の 37 年4月から同年6月までの期間の保険料も納付されていることが確認できる。

また、申立人は、国民年金制度が発足した昭和 36 年4月に国民年金に加入し、結婚後も継続して加入している上、申立期間①及び②を除き保険料の未納期間は無く、納付意識の高さがうかがえるところ、申立期間①は3か月と短期間であり、前後の期間は納付済みであることを踏まえると、申立期間①の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。一方、申立期間②については、申立人は、昭和 45 年4月にB市からC

市へ転居したと申述しているところ、申立人が所持する 41 年4月1日に B市で発行された国民年金手帳において、昭和 44 年度の検認記録欄には 同年 12 月までの検認印が押されているが、45 年1 月から同年 3 月までの 期間及び 45 年度の検認記録欄には検認印が押されておらず、C市への住所変更が記載されていない上、C市で発行された国民年金手帳には、検認記録の最初のページに手書きで 47 年度と記載されていることから、申立人は、B市からC市への国民年金の住所変更手続を 47 年度以降に行ったことがうかがえる。

また、申立人が所持する納入通知書兼領収書により、申立期間②直後の昭和47年4月から同年6月の保険料を48年1月18日に納付したことが確認でき、同時点では、申立期間②のうち45年1月から同年9月までの期間は、時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②のうち、昭和 37 年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 46 年 3 月までの期間及び 48 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から46年3月まで

② 昭和48年1月から同年3月まで

私は、60歳になったときに母から昭和44年4月頃に私の国民年金の加入手続を行ってくれたこと、及び加入以降の国民年金保険料を納付してくれたことを聞いた。申立期間①及び②の保険料は母が納付しているはずなので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、昭和44年12月頃に払い出され、同時期に申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認でき、同時点において、申立期間①の国民年金保険料は現年度納付が可能である上、オンライン記録において、申立期間①及び②の間の期間の保険料は現年度納付されていることが確認できる。

また、保険料を納付していたとする申立人の母と同居していた申立人の兄は、「当時、母から、弟の国民年金の加入手続を行い、A(業種)で得た収入で保険料を納付していると聞いたことがある。」と述べていることから、申立人の母は保険料を納付する意思があり、申立人の国民年金の加入手続を行ったことがうかがえる上、申立期間①は 24 か月と比較的短期間、申立期間②は3か月と短期間であることを踏まえると、申立人の母が申立期間①及び②の保険料を現年度納付していたと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び ②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月の国民年金保険料については、納付していたもの と認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和50年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月

私は、20 歳から国民年金に加入しており、母が私を含めた家族4人の国民年金保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳で国民年金に加入して以降、申立期間を除き、国民年金加入期間に未納は無い上、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母は、加入当初を除き、60 歳までの保険料を納付しており、その母の保険料の納付意識の高さが認められる。

また、申立期間は1か月と短期間であり、オンライン記録において、申立期間前後の保険料は現年度納付していることが確認できることから、申立期間の保険料も現年度納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、平成18年1月から19年8月までは26万円、同年9月から20年9月までは28万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の12万6,000円とされているが、申立人は、18年5月1日から19年9月1日までの期間及び同年12月1日から20年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を18年5月は30万円、同年6月から同年7月までは26万円、同年8月は30万円、同年9月から19年8月まで及び同年12月から20年9月までは26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する 義務を履行していないと認められる。

また、申立人の平成19年8月8日、同年12月18日及び20年8月8日に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を19年8月8日は21万3,000円、同年12月18日は23万4,000円、20年8月8日は22万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年1月23日から20年10月1日まで

- ② 平成19年8月8日
- ③ 平成19年12月18日
- ④ 平成20年8月8日

私は、平成18年1月23日からA社にB(職種)として常勤したが、 申立期間①については、報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除され ていたにもかかわらず、標準報酬月額が著しく低い金額になっている。 また、申立期間②、③及び④の賞与から保険料が控除されていたにもか かわらず、厚生年金保険の標準賞与額の記録に反映されていないので訂 正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間①における標準報酬月額については、オンライン記録によれば、当初、12 万 6,000 円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年11月5日に、18年1月から19年8月までは26万円、同年9月から20年9月までは28万円にそれぞれ訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかし、申立人から提出された給与明細書により、申立期間①のうち 平成 18 年 1 月から同年 4 月までの期間及び 19 年 9 月から同年 11 月までの期間を除く期間において、社会保険事務所(当時)に届け出られている標準報酬月額に基づく保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及 び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保 険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内 であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定するこ ととなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、給与明細書により、平成18年5月は30万円、同年6月から同年7月までは26万円、同年8月は30万円、同年9月から19年8月まで及び同年12月から20年9月までは26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否か については、申立人の申立期間①について過少な標準報酬月額の届出を 社会保険事務所に対して提出したことを認めていることから、社会保険 事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入 の告知を行っておらず、事業主は当該保険料(訂正前の標準報酬月額に 基づく保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち平成 18 年1月から同年4月までの期間については、給与明細書により、申立人は、給与から保険料が控除されていないことが確認できることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間①のうち平成19年9月から同年11月までの期間については、給与明細書により、報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②、③及び④の標準賞与額については、オンライン記録によれば、平成22年11月5日に届け出られているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎とならない記録とされている。

しかし、申立人から提出された賞与明細書(平成 19 年 8 月、同年 12 月及び 20 年 8 月) により、申立人は、19 年 8 月 8 日は 21 万 3,000 円、同年 12 月 18 日は 23 万 4,000 円、20 年 8 月 8 日は 22 万 2,000 円の標準賞与額に見合う保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立期間②、③及び④の標準賞与額については、賞与明細書により、平成19年8月8日は21万3,000円、同年12月18日は23万4,000円、20年8月8日は22万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間②、③及び④の標準賞与額の届出を行っていなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該機関の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月4日から同年8月15日まで 私は、申立期間にA社でB(業務)を担当していた。当時の標準報酬 月額は22万円であるはずだが、18万円となっていることに納得できな いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成4年8月15日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、オンライン記録により、申立人の申立期間の標準報酬月額の記録は、その17か月後の6年1月10日に22万円から18万円に遡って訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人と同様に平成6年1月 10 日付けで減額訂正が行われている者が 25 人確認でき、そのうち、6人は資格取得日まで遡って標準報酬月額が減額訂正されており、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

さらに、A社は、閉鎖登記簿謄本により、平成4年8月 18 日にC地方 裁判所から破産宣告を受けており、上記遡及訂正は、破産宣告を受けた日 から 17 か月以上経過後のことであり、破産手続開始後は、社会保険事務 所への届出に必要な代表者印は破産管財人の管理下にあり、申立人が当該 遡及訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものと 認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険 事務所に当初届け出たとおり、22万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が 主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報 酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年3月20日まで 私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間において標準報酬月額が低く記録されているが、給与が下げられたことはないので事実と相違しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成4年6月30日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、オンライン記録により、その約1か月後の同年8月6日付けで、申立人の標準報酬月額が3年10月から4年2月までの期間について20万円から15万円に遡及して訂正されていることが確認できる上、同日付けで標準報酬月額が遡及して訂正されている者は申立人を含め5人存在しており、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

また、当該事業所の閉鎖事項全部証明書及び閉鎖登記簿謄本により、申立人は役員ではないことが確認できる上、上記遡及訂正が行われた日には既に当該事業所を退職し、次の勤務先で厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、20万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が 主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報 酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年3月20日まで 私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間において標準報酬月額が低く記録されているが、給与が下げられたことはないので事実と相違しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成4年6月30日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、オンライン記録により、その約1か月後の同年8月6日付けで、申立人の標準報酬月額が3年10月から4年2月までの期間について36万円から26万円に遡及して訂正されていることが確認できる上、同日付けで標準報酬月額が遡及して訂正されている者は申立人を含め5人存在しており、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

また、当該事業所の閉鎖事項全部証明書及び閉鎖登記簿謄本により、申立人は役員ではないことが確認できる上、上記遡及訂正が行われた日には既に当該事業所を退職し、次の勤務先で厚生年金保険披保険者資格を取得していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年3月1日から5年12月1日までの標準報酬月額について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、4年3月から同年7月までは26万円、同年8月から5年3月までは32万円、同年4月から同年11月までは18万円に、それぞれ訂正することが必要である。

また、申立人は、上記期間のうち、平成4年5月1日から同年8月1日までの期間及び5年4月1日から同年8月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、4年5月から同年7月までは30万円、5年4月は30万円、同年5月から同年7月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成4年5月から同年7月までの期間及び5年4月から同年7月までの期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(4年5月から同年7月までは26万円及び5年4月から同年7月までは18万円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から5年12月1日まで

私は、平成3年3月からA社に勤務し、同年5月分の給与から厚生年金保険料を控除されていた。年金事務所の説明では、私の標準報酬月額の記録が退職後に遡及して訂正されているとのことであるが、申立期間に係る給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、A社が休業を理

由に平成6年2月18日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったその約1か月後の同年3月31日に、4年3月から同年7月までは26万円から、同年8月から5年3月までは32万円から、同年4月から同年11月までは18万円から、それぞれ11万8,000円に遡及訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所において、健康保険の整理番号が 62 人(重複付番された4人を含む。)に対して付番されているが、オンライン記録により、このうち 28 人は、申立人と同じく平成 6 年 3 月 31 日に標準報酬月額が遡及して訂正されていることが確認でき、社会保険事務所がこのような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、A社の履歴事項全部証明書の役員欄において、申立人が役員ではなかったことが確認できる上、申立人が勤務した同社B工場の元工場長は、申立人の担当業務について、「工場でC(業務)を担当し、D(作業)をしてもらった。社会保険関係の事務には、全く関与していなかった。」と供述している。

加えて、当該事業所を管轄するE年金事務所の不納欠損整理簿により、平成9年9月30日に時効が完成し、厚生年金保険料の滞納205万9,074円の不納欠損整理の決議(所属年度:平成5年度)が行われたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間のうち、平成4年3月から5年11月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、4年3月から同年7月までは26万円、同年8月から5年3月までは32万円、同年4月から同年11月までは18万円に、それぞれ訂正することが必要である。

2 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)において、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとされている。

したがって、申立期間のうち、平成4年5月から同年7月までの期間及び5年4月から同年7月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、報酬月額又は控除された保険料に見合う標準報酬月額は事業主が当初社会保険事務所に届け出た標準報酬月額を上回ることが確認できることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、4年5月から同年7月までは30万円、5年4月は30万円、同年

5月から同年7月までは32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人の給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 一方、申立期間のうち、平成3年5月から4年2月までの期間については、遡及訂正の対象とはなっておらず、申立人が所持する給与明細書により、報酬月額に見合う標準報酬月額と控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額と一致又は下回っていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月1日から39年3月23日まで

② 昭和39年3月23日から43年9月26日まで

私の厚生年金保険被保険者記録に、脱退手当金が昭和 44 年 5 月 13 日支給と記録されているが、受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前にある2回の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が当該被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は、申立期間に勤務していた事業所を退職した直後の昭和43年10月1日から平成11年4月1日までA共済組合に加入していることを踏まえると、引き続き勤務する意思があったことがうかがえ、申立人がその当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 16 年2月1日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 32 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、平成18年6月は24万円、19年7月及び同年8月は15万円、同年9月から20年8月までは14万2,000円、同年9月及び同年10月は15万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に 基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和53年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月1日から16年3月1日まで

② 平成16年3月1日から20年11月1日まで

私は平成15年10月にA社に入社し、20年10月末日まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、被保険者資格の取得日が16年3月1日になっていた。給与明細書を提出するので、加入記録を訂正してほしい。

また、A社における被保険者期間中の標準報酬月額の記録が実際に受け取っていた給与額に比べて著しく低いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録、申立人から提出された

労働契約書及び給与明細書により、申立人が平成 15 年 10 月からA社 に勤務し、申立期間のうち 16 年 2 月の厚生年金保険料を事業主により 給与から控除されていたことが認められる。

なお、資格取得日については、A社における給与の締切日から、平成 16年2月1日とすることが妥当である。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、平成 16 年2月の給与明細書における報酬月額から、32 万円とすることが妥 当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る平成16年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 15 年 10 月 1 日から 16 年 2 月 1 日までの期間については、申立人から提出された給与明細書によると、保険料が給与から控除されていないことが確認できる上、複数の元同僚は「入社後一定期間おいてから厚生年金保険被保険者の資格を取得した。」と証言していることから、当該事業所は従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社から一定期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

また、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているところ、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれ

に見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成 18 年 6 月は 24 万円、19 年 7 月及び同年 8 月は 15 万円、同年 9 月から 20 年 8 月までは 14 万 2,000 円、同年 9 月及び同年 10 月は 15 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は「当社は既に倒産しており、当時の資料は残っていないため回答できない。」としているが、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(上記訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成16年3月から18年5月までの期間及び同年7月から19年6月までの期間については、給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た申立人の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち、平成3年12月から5年9月までの標準報酬月額の記録を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から7年7月16日まで 私は、A社にB(職種)として勤務していた期間のうち、申立期間の 標準報酬月額が引き下げられており、当時受け取っていた給与額約28 万円と大幅に相違している。調査して、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成3年12月1日から5年10月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、3年12月から4年9月までの期間及び同年10月からは28万円と記録されていたが、5年3月29日付けで、14万2,000円に減額訂正されていることが確認できる上、申立人を除く68人についても同日付けで標準報酬月額の記録が遡及して引き下げられている。

また、A社の元経理担当取締役は、「当時は業績の悪化が続き、社会保険料は、数度にわたり支払計画を提出して、分割して支払っていた。標準報酬月額については、社会保険事務所の担当者の指導により、変更を届け出た。」と供述しており、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、当該遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出たとおり、28万円に訂正することが必要である。

2 一方、申立期間のうち、平成5年10月1日から7年7月16日までの期間については、申立人は「当時受け取っていた給与の額と大幅に相違している。」と主張している。

しかし、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、上記遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定(平成5年 10 月1日)で11 万 8,000 円と記録されており、当該処理について、記録訂正がなされた形跡は無い上、上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、 事業主とは連絡が取れず、申立人の当該期間に係る報酬月額及び保険料 の控除について確認することができない上、別の元役員は、「倒産後、 相当期間が経過しているため、当時の資料は保存されていないと思われ る。」と供述していることから、申立人の当該期間に係る保険料の控除 について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、平成 11 年8 月から 12 年 2 月までは 24 万円、同年 3 月から同年 11 月までは 26 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月23日から12年12月1日まで 私は、A社に勤務し、平成11年8月23日に当該事業所が厚生年金保 険の適用事業所になったことから厚生年金保険に加入したが、11年及 び12年分の給与所得の源泉徴収票の社会保険料の金額と年金記録の標 準報酬月額が相違しているので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、 標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が 行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額 及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であるこ とから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとな る。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された 平成11年分及び12年分の給与所得の源泉徴収票により推認される保険料 額から、11年8月から12年2月までは24万円、同年3月から同年11月 までは26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに ついては、事業主に照会したものの回答が得られず、これを確認できる関 連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。 また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、源泉徴収票により推認される保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額を 39 万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 25 日

私は、年金記録を調べた結果、A(機関)B事業所に勤務していた期間のうち、平成18年12月に支給された賞与が厚生年金保険の記録に反映されていないことが判明した。銀行口座の取引明細から賞与が支給されたことが確認できるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A(機関)B事業所から提出された賞与明細一覧表及び賞与支給明細書により、申立人は、申立期間において39万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する 義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届 を社会保険事務所(当時)に提出していなかったことを認めていることか ら、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険 料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する 義務を履行していないと認められる。

千葉厚年年金 事案 3653

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月1日から32年4月1日まで 私は、A事業所に勤務した期間について、年金記録では脱退手当金を 受給したことになっているが、A事業所を退職するときに脱退手当金 を受け取っていない。納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年6か月後の昭和33年10月21日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間後の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である被保険者期間は同一の被保険者番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立期間に勤務していた事業所を退職してから、次の事業所に 勤務するまでの期間は短期間であり、申立人がその当時脱退手当金を請求 する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から7年8月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から7年8月まで

私は、平成元年に派遣会社に登録後仕事が決まり、国民年金の加入手続を行った記憶があるが、当時の国民年金保険料の納付状況は全く覚えていない。保険料を納付した証明になるようなものも残っていないが年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、申立期間が被保険者期間として記載されているが、当該手帳は、平成9年2月22日に交付されていることから、申立人が主張する元年頃に加入手続を行ったことは推認できない。

また、申立人が加入手続を行ったと主張する平成元年頃は、9年1月1日の基礎年金番号制度導入前であり、国民年金の加入手続を行った場合、国民年金手帳記号番号が払い出されることになるが、申立人が所持する年金手帳は、厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番されているのみであり、国民年金手帳記号番号の記載は無い上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は 80 か月と長期間であり、申立人は申立期間当時の納付状況を記憶していない上、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 16 年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和51年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成16年2月

私は、平成 16 年 2 月に会社を退職し、同年 3 月頃、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。申立期間の国民年金保険料の納付を忘れていたところ、手続してから 2 、3 か月後に督促状が届き、申立期間の保険料を納付したのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 16 年3月頃、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、2、3か月後に届いた督促状で申立期間の国民年金保険料を納付したと申述しているところ、オンライン記録によれば、17 年8月 23 日に申立人の申立期間に係る「未加入期間国年適用勧奨未適用者一覧表(最終)」が作成されていることから、同日まで申立期間は国民年金に未加入の期間である上、申立人の申述する督促状とは、国民年金の未適用者に対する加入勧奨状であったと推認できることから、国民年金保険料を納付するために必要な納付書とは考え難く、申立人の申述には不自然さが認められる。

また、申立人の所持する年金手帳によると、「国民年金の記録(1)」 欄に記載された申立期間に係る国民年金被保険者の資格取得及び喪失記録 は、平成 18 年8月以降にA区役所で追加記入された形跡が見受けられる ことから、この時点を基準にすると、申立期間の保険料は時効により納付 できない期間である上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金 手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国 民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらな い。 さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、保険料徴収事務の電算化が図られた後である上、14年4月以降は保険料収納事務が国に一元化されており、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、記録の過誤は考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年2月から57年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月から57年8月まで 私は、申立期間当時、子供が小さく健康保険証が必要であったため、 元妻がA市B区役所で私の国民健康保険の加入手続と併せて国民年金の 加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと思うので、年金記録 を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には国民年金手帳記号番号及び国民年金の被保険者資格取得等の記載は無く、オンライン記録においても申立人の国民年金記録が確認できないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払 出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付 の前提となる手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当 たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続について直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったと主張する申立人の元妻とは連絡が取れないため、申立期間に係る具体的な加入手続状況及び保険料納付状況は不明である上、その元妻も申立期間は国民年金に未加入である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年3月から平成6年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月から平成6年5月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、母が平成7年頃から、3、4回に分けて納付しているはずである。申立期間の保険料を納付していた証拠になる領収書、確定申告書等は保管していないが年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母が、平成7年7月頃から3、4回に分けて申立期間の保険料を納付したと主張しているが、この時点では、申立期間の大半にあたる5年5月以前の保険料は時効により納付することはできない期間である。

また、オンライン記録によれば、平成7年8月29日以降、平成6年度から11年度の保険料が数次にわたり納付されたことが認められるものの、申立期間の保険料納付は確認できず、申立期間直後の平成6年6月から7年3月までの保険料が8年7月30日に一括で過年度納付されていることから、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができなかった事情がうかがえる。

さらに、申立期間は 75 か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 47 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年9月まで

私は、20歳になったら国民年金に加入するものだと親に言われていたので、20歳になったとき、A市役所(当時)で国民年金の加入手続を行い、毎月同市役所に自分で国民年金保険料を持参し納付しており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は20歳になった昭和44年*月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているところ、B県において国民年金制度が開始されたのは45年4月1日であり、申立人の国民年金手帳記号番号は49年2月26日に社会保険事務所(当時)からA市(現在は、C市)に払い出された手帳記号番号の一つであることから、申立人の主張と相違する。

また、オンライン記録によれば、申立人が20歳になった昭和44年*月から45年3月までの期間が納付済みと記録されているが、同期間は申立人がA市に住所を有していたことから、特別措置により、みなし免除期間として63年5月2日に追加処理された際、申立期間の国民年金の被保険者資格を遡って取得し、当該みなし免除期間の保険料を平成2年1月16日に追納したことが確認できる。このため、当該追加処理が行われた昭和63年5月2日時点まで、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である上、特別措置のみなし免除の対象ともならない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号 払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が 払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年9月から57年3月までの期間、同年7月から59年3月までの期間及び同年11月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年9月から57年3月まで

② 昭和57年7月から59年3月まで

③ 昭和59年11月から61年3月まで

私は、国民年金保険料の納付書が送付されてくれば必ず納付していた。 申立期間①、②及び③の保険料をどこで納付したか記憶に無いが、保険 料は納付したはずなので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和57年2月に社会保険事務所(当時)からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、同市の保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人の国民年金の加入手続が同年6月に行われたことが確認でき、申立期間①及び②の国民年金保険料はいずれも未納とされており、オンライン記録と一致している上、加入手続を行った時点では、申立期間①のうち55年3月以前の保険料は時効により納付することはできない期間である。

また、申立期間③については、オンライン記録において、申立人は昭和59年5月24日に厚生年金保険の被保険者資格取得に伴い国民年金の被保険者資格を喪失し、その後、国民年金の被保険者資格を再取得したのは61年4月1日付けで第3号被保険者に該当したことによるものであることから、申立期間③は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号 払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間①、②及び③の保険 料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる 事情は見当たらない。

加えて、申立期間①、②及び③は合計 69 か月と長期間であり、申立人は、当該期間に係る保険料の納付状況について具体的に記憶していない上、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から6年3月までの国民年金保険料については、 免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から6年3月まで

私は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請手続の詳細について記憶は無いが、申立期間は学生であったので、免除申請していたはずであり、申立期間が申請免除期間ではなく未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の資格記録等から、 平成6年5月頃に払い出され、この時点において申立人の国民年金の加入 手続が行われたと推認できる上、申立期間当時の国民年金保険料の申請免 除が承認される期間は、申請のあった日の属する月の前月からとされてお り、免除申請を遡って承認することはできないことから、加入時点におい て、同年3月以前の保険料は申請免除の対象とならない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の免除申請手続に関する記憶が曖昧であり、具体的な加入手続及び免除申請手続の状況は不明である上、申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料(免除申請書の本人控、免除承認通知書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年1月から 56 年3月までの期間、同年8月及び同年 12月から 61 年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月から56年3月まで

② 昭和56年8月

③ 昭和56年12月から61年3月まで

私がA県B市にいたときに、元義母に勧められ昭和 55 年頃に国民年金の加入手続を行い、手続からしばらくして、それまで未納であった申立期間①の国民年金保険料を一括納付したはずである。また、申立期間②の保険料は、会社を辞めて次の会社に就職するまでの短い期間であるため定かではないが、納付したはずである。さらに申立期間③の保険料は、離婚後、市役所に各種手続に行った際に、一括納付すると保険料が安くなることを知っていたので、まとめて納付をしたはずである。申立期間①、②及び③が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、元義母に勧められ、昭和 55 年頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録等から、61 年4月頃に払い出され、同時期に申立人の国民年金の加入手続が行われた際、申立人が 55 年*月*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認されることから、加入手続を行った時点では、申立期間①、②及び③のうち 58 年 12 月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、昭和 55 年頃にB市において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金の手帳記号番号欄には「C」の押印があり、最初の住所欄にはC市の

住所が記載されていることから、申立人がB市において加入手続を行った とは考え難い。

さらに、オンライン記録において、平成23年2月7日に昭和56年4月から同年7月までの期間及び同年8月から同年11月までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が判明したことにより、当該厚生年金保険の被保険者記録に基づき国民年金被保険者の資格の取得及び喪失の記録が新たに追加されていることが確認できることから、当該資格記録が追加されるまでは55年1月から61年3月までの期間は長期にわたる未納期間であったことがうかがえる。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号 払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が 払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は申立期間①、②及び③の納付時期、納付場所、納付金額及び納付方法に関する当時の記憶が定かではなく、加入手続及び保険料納付に係る具体的な状況は不明である上、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3642 (事案 3096 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年12月まで

私は、昭和 45 年 6 月から同年 8 月頃までに申立期間の国民年金保険料として 3 万円ぐらいをまとめて納付したはずであり、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、国民年金手帳、A市の保管する被保険者名簿及び特殊台帳において、申立期間はいずれも国民年金に未加入の期間とされ、オンライン記録と一致していることから、制度上、申立期間の国民年金保険料は特例納付することができない上、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成22年12月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人は保険料の時効及び追納、国民年金加入時における被保険者の資格取得日の取扱い並びに所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄の記載に対する疑義について述べているのみであり、新たな資料や情報は提出されていない。

また、申立人の所持する国民年金手帳、被保険者名簿及び特殊台帳には、 申立期間における国民年金被保険者の資格記録を訂正した形跡は無く、国 民年金に未加入の期間である申立期間において特例納付を行ったとは考え 難い。

さらに、申立人は申立期間当初は大学生であったと述べているところ、

当時の国民年金法においては、学生は国民年金に任意加入の対象とされており、任意加入者は申出に基づき加入する取扱いであることから、遡って加入することはできない上、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年4月から 40 年 12 月までの期間はB共済組合の組合員であり、制度上、国民年金の被保険者となることができないことから、いずれも特例納付することはできない期間である。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 3 月から 49 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から49年10月まで

私は、20歳から国民年金に加入することは知っていたが、加入手続が遅れてしまい、昭和49年11月にA市役所のB課に出向いて加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、申立人が昭和49年11月1日にA市において国民年金に任意加入していることが記載されており、当該資格取得日はオンライン記録、特殊台帳及び被保険者名簿とも一致している上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、当該資格取得日以前の申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から50年12月まで

私は、昭和 48 年 8 月 31 日に会社を退職し、50 年 4 月頃にA区役所で国民健康保険に加入した際、職員に勧められて国民年金の加入手続を行った。時期は定かではないが、年金手帳に記載された国民年金被保険者の資格取得日が同年 4 月 1 日から 48 年 9 月 2 日に訂正されたときに、国民年金保険料の未納分として 2 万円から 3 万円を同区役所の年金担当窓口で納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年4月頃、A区役所で国民健康保険に加入した際、職員に勧められて国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料の未納分として2万円から3万円を同区役所の年金担当窓口で納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、53 年1月に社会保険事務所(当時)からA区に払い出された手帳記号番号の一つであり、同年3月27日に任意加入しているその母と連番であることから、申立人の加入手続は同日に行われたものと推認でき、加入時点において、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払 出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払 い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から37年12月までの期間及び38年9月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月から37年12月まで

② 昭和38年9月から同年10月まで

私は、当時、実家のA(業種)及びB(業種)を手伝っていたので国 民年金に加入していた。国民年金保険料は母が集金人に納付しており、 集金の度に国民年金手帳に受領印を押してもらったことを記憶してい る。申立期間①及び②が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入したと主張しているが、C市の保管する国民年金被保険者名簿により、申立人は二つの国民年金手帳記号番号の払出しを受け、後に手帳記号番号の重複取消が行われていることが確認でき、二つの手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、昭和 41 年9月頃及び 51 年4月頃に払い出され、それぞれの時期に国民年金の加入手続が行われたものと推認できることから、申立人の主張と相違する。

また、二つの手帳記号番号における国民年金被保険者の資格取得日は、昭和41年7月2日及び51年4月21日であり、申立期間①及び②において資格を取得した形跡は無い上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間①及び②において申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間①及び②は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す

関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①及び②の保 険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3654 (事案 2628 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和38年5月31日から同年6月1日まで申立期間については、前回審議の結果通知における判断の理由に、「9名は、いずれも「申立人を知らない。」と回答しており、申立期間当時の勤務実態について確認できない。」とあるが、当時の同僚が47年以上も前の私の退職日が昭和38年5月30日か同年5月31日かを答えられるはずもなく、この調査自体に無理がある。私は、同年5月31日までA社に勤務し、同日までの給料を同日に受け取ったことをはっきり記憶している。私のA社の退職日が同年5月30日とされた件について新たな証拠を提出するので、再審議のうえ、厚生年金保険被保険者の資格喪失日を同年6月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、申立人が氏名を挙げた元同僚2名の情報について、いずれも姓のみであるため個人を特定することができないことから、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を有する11名に照会をした結果、回答があった9名はいずれも「申立人を知らない。」と回答しており、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認できない上、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は確認できないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年11月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに伴う口頭意見陳述において、申立人は、退職日の半月前に常務に昭和38年5月いっぱいで退職すると伝え、同年5月31日の給与支給時に健康保険被保険者証を返還し、給与から保険料が控除されていた

記憶がある上、B社C駅前のD社が翌日に開店するため正装で厚化粧のチンドン屋を目撃したので、B社C駅の業務日誌を調べてほしいと主張しているが、B社は、「当時の業務日誌は既に無く、そもそも業務日誌は駅での業務上のことを記録することになっており、駅前の商店の開店日等は記載していない。」と回答している上、D社では、「申立期間当時C駅前で店舗を新規開店した記録が確認できない。」と回答している。

また、申立人が当時の事情を知る者として挙げた者は、具体的な氏名が不明であることから、申立人が退職した時期について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、 申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月1日から12年1月1日まで 私は、A社にB(職種)として雇用され、平成2年に同社へ入社し、 11年12月で退職したが、10年8月から11年6月までの標準報酬月額 は53万円であったのに、同年7月から22万円へ急落していることは納 得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、取締役総務部長であった元同僚は、「申立期間当時、親会社から、給与等の削減案として、60歳以上の社員については、在職年金を併用して給与水準を維持せよとの指示があったと記憶している。高齢で年棒の高い申立人を含む複数の社員について、報酬月額の引き下げを行った。」、「申立人については、基本給20万円、交通費1万6,460円に下げさせてもらった。」、「引き下げについては、当時の社長が該当する社員に説明して納得してもらった。」と供述している。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるが、上記元同僚から提出された申立人の給与に係る資料及び交通費の額についての供述により、申立期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

さらに、上記元同僚から報酬月額の引き下げを行ったとして氏名が挙が

った複数の元同僚について調査した結果、オンライン記録により、申立人と同様に平成 11 年7月から標準報酬月額が急落していることが確認できるところ、そのうちの一人から提出された申立期間に係る給与明細書において控除されている保険料は、オンライン記録の標準報酬月額から計算される保険料額よりも高いことが確認できるが、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、別の一人は、「会社から、給与を大幅に下げると通告があった。その分、公的年金を受給できる人はそれで補ってほしいということであった。」と供述している。

加えて、オンライン記録により、報酬月額の引き下げが行われた申立人及び上記複数の元同僚の平成 11 年 7 月 1 日付けの月額変更届は、いずれも同年 7 月 14 日に処理されていることが確認でき、記録管理に不自然さは認められない。

なお、A社から名称変更したC社は、平成22年1月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の関連資料の所在は不明であることから、申立人の申立期間当時の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年10月1日から36年3月31日まで

② 昭和38年10月1日から39年5月31日まで

③ 昭和46年11月1日から47年7月31日まで

私は、A社(現在は、B社) C工場に勤務し、当時、同社は業績が右肩上がりに伸びていたので、給料も毎年上昇しており減額することはなかったが、申立期間において標準報酬月額が下げられている。標準報酬月額が下がることはなかったので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、B社は、「申立期間当時の賃金台帳等の 関係資料は無い。」と回答している上、申立人は、「A社C工場でD (業務)をしていた。」と供述しているが、当該専務の所在は不明であ り、申立人は当時の同僚の氏名を記憶していないことから、同僚等に聞 き取り調査を行うことができず、申立人の申立期間①及び②における厚 生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和 35 年 10 月の定時改定、申立期間②の標準報酬月額については、38 年 10 月の定時改定により、それぞれ標準報酬月額が引き下げられているが、申立期間①についてはその6か月後、申立期間②についてはその8か月後に随時改定手続きが行われ、それぞれ改定前よりも高額の標準報酬月額に改定されていることを踏まえると、一時的に標準報酬月額を引き下げなければならない報酬月額の変動があったと考えられるところ、A社C工場に係る被保険者名簿において、申立の標準報酬月額の記録に不自然な記録訂正

がなされた形跡は見当たらない。

2 申立期間③について、企業年金連合会から提出された中脱記録(厚生年金基金加入員台帳の写し)により、申立期間③の標準報酬月額は9万8,000円であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、B社は、「申立期間当時の賃金台帳等の関係資料は無い。」 と回答していることから、申立人の申立期間③における保険料の控除に ついて確認できない。

さらに、昭和 46 年 11 月 1日に厚生年金保険法等の一部を改正する 法律(46 年法律第 72 号)に基づき、それまでの標準報酬月額の上限で あった第 28 級 10 万円(9万 5,000 円以上)を第 28 級 9万 8,000 円 (9万 5,000 円以上 10 万 1,000 円未満)から第 33 級 13 万 4,000 円 (13 万円以上)までの6段階に改められているところ、申立人の標準 報酬月額が 47 年 8 月から第 30 級 11 万円(標準報酬月額 10 万 7,000 円 以上 11 万 4,000 円未満)に随時改定されていること、及び随時改定は 従前の標準報酬月額と 2 等級以上の差が生じた場合に行われることを踏 まえると、46 年 11 月(上限改定時)の申立人の新たな標準報酬月額は、 第 28 級 9 万 8,000 円に改定されたと考えることが自然である。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年12月9日から31年12月14日まで

② 昭和33年6月1日から同年8月1日まで

③ 昭和33年8月1日から34年3月8日まで

④ 昭和59年4月1日から同年8月1日まで

⑤ 昭和60年12月1日から61年4月1日まで

私は、申立期間①は、A社に勤務し、毎月60 時間から80時間くらいの残業を行っていたので、標準報酬月額が低すぎると思う。申立期間②及び③は、B社からC社に社名は変わっているが、同一場所でD(業種)をしており、給与は2万円と記憶しているのに、標準報酬月額が1万円となっていることに納得できない。申立期間④及び⑤は、E(機関)F事業所に給与20万円ということで勤務しており、一時的とはいえ、標準報酬月額が15万円及び16万円に下がっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時のA社の事業主の所在が確認できないこと から賃金台帳等の関係資料の所在は不明であり、申立人の厚生年金保険 料の控除について確認できない。

また、申立人は、元同僚の氏名を記憶していないことから、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、複数の元同僚に照会したところ、回答を得られた元同僚2名は、「自分の標準報酬月額は妥当のような気がする。」旨を供述している。

さらに、申立人を含め申立期間①に当該事業所に在籍していた従業員 23名の標準報酬月額の推移をみると、標準報酬月額は、ほぼ右肩上がり に推移しており、申立期間①において標準報酬月額の引き下げや遡及訂正等不自然な記録訂正がなされた形跡はうかがえず、他の元同僚と比較して、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①について、その主張する標準報酬月額 に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当 たらない。

2 申立期間②及び③について、元同僚は、「B社は経営不振で、事業継続のために従業員をC社に引き受けてもらったことから給料は安かった。」と供述している。

また、当時の事業主は既に死亡していることから賃金台帳等の関係資料の所在が不明であり、申立人の申立期間②及び③当時の保険料の控除について確認できない。

さらに、オンライン記録により、B社からC社に移籍した申立人を含む 19 名の標準報酬月額を確認したところ、他の元同僚と比較して、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間④及び⑤について、E (機関) F事業所では、「申立人の標準報酬月額が下がっている理由は不明である。」と回答している上、申立期間④及び⑤当時の賃金台帳等関連資料は保存されていないことから申立人の保険料の控除について確認できない。

また、E (機関) F事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の被保険者台帳記号番号の前後 80 名を調査した結果、申立人以外にも標準報酬月額が下がっている者が9名確認できるところ、当時の事情について供述が得られた4名のうち、3名は勤務先での深夜手当が無くなったとの事情があり、1名は過去に記録を確認しており、「自分の記憶と違う点は無い。」と供述している。

さらに、申立期間④は昭和 59 年4月の随時改定により、申立期間⑤ は60年12月の随時改定によりそれぞれ引き下げられているが、いずれもその4か月後に随時改定の手続が行われ、それ以前の標準報酬月額に改定されていることを踏まえると、一時的に標準報酬月額を引き下げなければならない報酬月額の変動があったものと考えられる。

そのほか、申立人の申立期間④及び⑤について、その主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情

は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から2年9月まで

私は、昭和63年4月28日から平成3年3月20日までA社に勤務していたが、勤務期間中、給与が下がった記憶が無いのに、元年10月から2年9月までの標準報酬月額が16万円から15万円に下がっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年 10 月から 2 年 9 月までの標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかし、事業主は、「申立人は準社員で給与は時間給のため、出勤日数、残業等の多寡により申立人の給与額は変動した。」としており、「昭和63年12月の歳暮期は多忙で勤務日数、残業等が多かった。それにより、申立人の平成元年1月の給与支給総額が多くなった上、同月に昇給し、同月から同年3月までの平均給与月額が15万7,266円になったので、随時の報酬月額変更の届出を同年4月に行い、標準報酬月額が16万円に改定となった。その後の同年10月の定時決定では同年5月から同年7月までの平均給与月額が14万7,533円になったので、標準報酬月額が15万円に改定となった。」と回答している。

また、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額改定通知書及び同被保険者標準報酬決定通知書により、平成元年4月の随時改定に係る標準報酬月額(16万円)は、同年1月から同年3月までに支給された各月の給与額(同年1月は19万4,190円、同年2月は14万6,760円、同年3月は13万850円)の平均給与月額15万7,266円に相当

する金額であることが確認できる。

さらに、平成元年 10 月の定時決定に係る標準報酬月額(15 万円)は、同年 5 月から同年 7 月までの各月に支給された給与額(同年 5 月は 14 万 4,820 円、同年 6 月は 14 万 5,560 円、同年 7 月は 15 万 2,220 円)の平均給与月額 14 万 7,533 円に相当する金額であることが確認でき、事業主の回答と符合しており、申立人の標準報酬月額の届出について適正に事務処理が行われていることが認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年夏頃から39年夏頃まで

私は、昭和 38 年3月に結婚してA県からB県に引越し、知人の紹介で社員としてC社で同年夏頃から1年くらい働いた。社員証もあり、当時、厚生年金保険料を控除されていたのに、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、調査の上、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された社員証(C社昭和38年8月29日発行)及び申立人が同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間当時に氏名が確認できる元同僚を覚えていることから、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社は既に解散している上、同社の元役員は全員死亡していることから、同社の被保険者名簿において、被保険者資格を有する複数の元同僚に照会したが、連絡の取れた元同僚8人は申立人を覚えておらず、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について確認できない。

また、上記名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月から57年4月1日まで

私は、昭和55年5月から57年3月末日までA市役所B事業所に臨時職員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成 20 年に民間に移管されるまでA市役所B事業所を所管していたA市役所C局の回答書及び複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間において、A市役所B事業所に臨時職員として勤務していたことは推認できる。しかし、A市役所C局D(部門)E(業務)担当は、平成4年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

また、昭和58年4月から59年3月まで、別のA市立事業所に臨時職員として勤務していた二人はいずれも、「臨時職員だったときは厚生年金保険に加入しておらず、正職員となってからは共済に加入した。」と供述している。

さらに、申立期間当時のA市役所B事業所の所長は、「当該事業所には 事務職員がおらず、給与計算や社会保険等はA市が管理しており、臨時職 員の厚生年金保険の適用状況は不明である。」と回答している上、A市役 所C局は、「関係文書の保存期限が切れており、申立人の厚生年金保険の 適用状況及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答して いることから、申立人の厚生年金保険への加入及び保険料の控除について 確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月23日から23年4月24日まで 私は、昭和22年3月に旧制女学校を卒業後、父の友人の紹介でA市 にあったB省(当時) C局D事業所に勤務したが、申立期間に厚生年金 保険に加入していないことは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

E省F局から提出された履歴書により、申立人が昭和22年5月23日から23年4月24日までG局H(部門)に勤務していたことは認められる。

しかし、国の事業所(5人以上)が厚生年金保険の強制適用対象事業所とされたのは、昭和23年8月1日以降である上、類似する名称でA市に所在した「C局I(部門)」は、26年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

また、E省F局は、「提出した履歴書以外の資料は無く、申立人の厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の適用及び保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3662 (事案 730 及び 2104 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年9月10日から38年10月11日まで

② 昭和39年11月26日から40年7月11日まで

③ 昭和40年8月1日から41年5月21日まで

私は、過去2回の申立てに対し、「申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。」との結論を受け取ったが、 私は脱退手当金を絶対に受け取っていないので、もう一度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社における申立人の厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、ii) 申立期間に係る脱退手当金支給の3年9か月後に別の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給されており、これについては申立人も受給したことを認めているところ、仮に申立期間の脱退手当金が支給されていなければ、この2度目の請求時に当然申立期間の脱退手当金も併せて請求されるはずであり、そのような請求内容になっていないということは、申立期間の脱退手当金は既に支給されたものとして扱われ、2度目の脱退手当金の請求手続から除外されたと考えるのが自然であること、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情が無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年6月1日付け及び22年7月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回及び前々回の審議結果に納得できないとして再々 申立てを行っているが、新たな資料や情報は提出されず、そのほかに当委 員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、 申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3663 (事案 2541 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年3月25日から37年1月31日まで

② 昭和37年3月1日から39年10月1日まで

私は、前回の申立ての結果、年金記録の訂正を行うことはできないとする通知を受け取ったが、脱退手当金が支給されたとする時期は子育てに懸命な時期であり、社会保険事務所(当時)に行ったことは無く、脱退手当金を受け取った事実は無い。委員会の結論に納得できないので、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記載されている上、申立人は昭和39年11月に婚姻して改姓しているところ、脱退手当金の支給決定の直前の42年5月23日に氏名変更が行われていること、ii) 厚生年金保険の被保険者資格を39年10月1日に喪失した後は、国民年金の強制加入期間であるにもかかわらず、42年3月まで国民年金保険料を納付しておらず、年金制度に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年10月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当時の事業主から送られた結婚式の祝電を提出しているが、当該資料をもって申立人が脱退手当金を受給していないことを推認するには至らず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月20日から39年6月26日まで 私は、社会保険事務所(当時) へ年金受給手続に行ったときに、A社 で働いていた期間については、脱退手当金を受給しているので年金は支 給されないと言われた。脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査し てほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約1か月後の昭和39年7月29日に支給決定され、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、A社における厚生年金保険の被保険者資格を昭和 39 年 6 月 26 日に喪失した後は、国民年金の強制加入期間であるにもかかわらず、国民年金に加入しておらず、年金制度に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月1日から34年8月1日まで 私は、昭和30年5月から34年7月末までA事業所に勤務していたが、 申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、厚生年金 保険の記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、厚生年金保険の文字は二重線で消されている上、同名簿の備考欄には「健保のみ適用」と記載されており、昭和30年5月1日に適用となっていることから、申立期間当時、A事業所は、健康保険の適用事業所となっていることがうかがわれる。

また、上記被保険者名簿の申立人欄には健康保険の番号のみが記載され、 厚生年金保険の記号番号が記載されていない。

さらに、申立人から氏名の挙がった元同僚2名はいずれもA事業所の厚生年金保険の記録は無い上、元同僚の1名は、「私が入社した時にA事業所の総務課長より健康保険のみに加入するとの説明を受けた。」と供述しているところ、上記被保険者名簿においては健康保険の番号のみが記載されている者が多数認められる(同名簿の全加入者(78名)のうち、オンライン記録において、厚生年金保険被保険者資格を有する者は12名しか確認できない。)。

加えて、A事業所を継承したB(機関)C事業所は、申立期間当時の賃金台帳、源泉徴収票等の所在は不明であると回答していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月1日から55年9月1日まで

② 昭和57年3月1日から63年6月1日まで

③ 平成8年6月1日から13年6月1日まで

申立期間①については、私は、昭和52年6月から55年9月までの期間、A社に勤務していたのに53年4月以降の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間②は、B社に勤めていた頃に、A社から戻ってほしいと言われて、再度同社に勤務したのに全ての期間の被保険者記録が無い。申立期間③は、C県D町(現在は、E市)に所在したF社で、G(業務)に従事したが、この間の被保険者記録が無い。申立期間①、②及び③において正社員としてG(業務)の仕事をしていたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間①直前の昭和53年3月31日に離職していることが確認でき、その翌日(同年4月1日)を資格喪失日とするA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(紙記録)の記録と符合する上、同喪失日はオンライン記録と一致する。

また、元事業主は、「申立人は、1年もいなかった。」と回答しているところ、供述が得られた5人のうち、唯一申立人を覚えていた元同僚もそれを裏付ける供述をしている。

さらに、当該事業所は、平成 15 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は「申立期間当時の関係資料は既に処分した。」と回答していることから、申立人の申立期間①及び②当時の

厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間③については、元同僚は、「私が入社した平成9年8月には 申立人は既にF社で勤務していた。私が辞めたのは14年12月だが、申 立人は私より先に辞めた。私が社会保険等の事務を担当するようになっ た12年3月よりも前に申立人は辞めたかもしれない。」と供述してい ることから、申立人は、勤務期間は特定できないものの、申立期間③当 時、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、F社は、平成12年3月16日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認でき、申立期間③のうち8年6月1日から12年3月15日までの期間は適用事業所になる前の期間である。

また、当該事業所の元事業主は、「厚生年金保険に加入させたのは事務員と前の代表取締役を含めた3人だけである。」、「その他の者はH(職種)、I(職種)及びG(業務)責任者も含めて社会保険には入れていない。」と回答しているところ、オンライン記録において適用事業所になった平成12年3月に被保険者資格を取得している者は代表取締役等の4人であり、その後、申立期間③中に厚生年金保険の被保険者資格取得者はいないことが確認できる。

さらに、当該事業所は、平成 18 年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は、「当時の資料の所在は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間③当時の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚 生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはで きない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から26年10月1日まで 私は、中学を卒業した後、すぐにA社に勤務し、その後、昭和26年 10月に退社し、29年1月から再度同社に勤務したが、申立期間の厚生 年金保険の被保険者記録が無いので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が入社後にお世話になったとする元同僚の証言から、勤務期間は不明であるものの、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、現在の事業主は、「当社が保管する最も古い厚生年金台帳(昭和33年整理版)において、申立人の資格取得日は昭和29年1月4日であり、それ以前に申立人が被保険者資格を取得した記録は確認できない。」と回答している。

また、オンライン記録により、申立期間に被保険者資格を取得している者が 4 人確認できるが、唯一証言が得られた上記元同僚は、「昭和 23 年から 26 年までの 3 年間、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入期間は 24 年 2 月 6 日から同年 2 月 27 日までとなっており、会社側がどのような考えでこのような取扱いをしたかは分からない。」と供述している。

さらに、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の 申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 女(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月1日から33年10月12日まで 私の妻は、申立期間は、脱退手当金支給期間となっているが、受給していた記憶は無いので、調査の上、厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和34年2月3日に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、A省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人の夫から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から6年5月1日まで 私の申立期間の標準報酬月額は20万円と記録されているが、正しく は22万円であり、給与から20万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保 険料が控除されていたが、後日、当該差額分の保険料を納入通知書兼納 付書に基づき差額分を事業主に追納したので、標準報酬月額を訂正して ほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間については、当初 20 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたが、後日誤りであったことが判明したので、22 万円の標準報酬月額に基づく保険料の差額分を事業主に追納した。」と主張している。

しかしながら、申立人から提出された報酬支給明細書により、平成5年11月及び同年12月については、報酬月額及び保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額は20万円であることが確認でき、オンライン記録と一致していることから、保険料に差額は発生しないことが確認できる。

また、平成6年1月から同年4月までの期間については、報酬支給明細書により、報酬月額に見合う標準報酬月額は22万円であることが確認できるが、5年10月の定時決定において決定された標準報酬月額は20万円であり、従前の標準報酬月額等級と2等級以上の差が発生しないため、標準報酬月額の随時改定には該当しない上、保険料控除は20万円の標準報酬月額に見合う控除額であることが確認でき、当該標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

このほか、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年8月4日から30年3月1日まで

② 昭和30年4月2日から31年6月15日まで

③ 昭和31年6月15日から32年4月28日まで

私が勤務していたA社及びB社の厚生年金保険の加入期間について、年金記録では脱退手当金を受給したことになっているが、B社を退職した当時は、脱退手当金制度を知らなかったので、請求手続は行っておらず、脱退手当金は受け取っていない。納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給記録が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和32年12月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和32年12月9日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、42年4月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。